

改定	現行	摘 要
<p data-bbox="442 737 1110 800">現場技術業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1012 1005 1308 1325">平成18年 4月 改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定 令和 2年10月 一部改定</p> <p data-bbox="575 1738 979 1791">山梨県県土整備部</p>	<p data-bbox="1668 737 2335 800">現場技術業務共通仕様書</p> <p data-bbox="2237 1005 2534 1291">平成18年 4月 改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定</p> <p data-bbox="1801 1738 2205 1791">山梨県県土整備部</p>	

改定	現行	摘 要
<p>第1002条 用語の定義</p> <p>3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第7条第1項に規定する者である。</p> <p>4. 「検査員」とは、業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第19条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>5. 「工事監督員」とは、建設工事請負契約書第9条第1項に基づき、発注者が定め当該工事の受注者に通知した者をいう。</p> <p>6. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第8条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>30. 「検査」とは、契約書第19条に基づき、検査員が業務の完了を確認することをいう。</p> <p>第1004条 監督員</p> <p>1. 発注者は、業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。</p> <p>3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第7条第2項に規定した事項である</p> <p>第1005条 管理技術者</p> <p>1. 受注者は業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>2. 管理技術者に委任できる権限は契約書第8条第2項に規定した事項とする。 ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第8条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>第1012条 土地への立ち入り等</p> <p>1. 受注者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第10条の定めに従って監督員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>第1015条 検査</p> <p>1. 受注者は、契約書第19条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。</p> <p>2. 受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3. 検査員は、監督員及び管理技術者の立ち会いの上、検査を行うものとする。</p>	<p>第1002条 用語の定義</p> <p>3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第6条第1項に規定する者である。</p> <p>4. 「検査員」とは、業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第18条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>5. 「工事監督員」とは、建設工事請負契約書第9条第1項に基づき、発注者が定め当該工事の受注者に通知した者をいう。</p> <p>6. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第7条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>30. 「検査」とは、契約書第18条に基づき、検査員が業務の完了を確認することをいう。</p> <p>第1004条 監督員</p> <p>1. 発注者は、業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。</p> <p>3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第6条第2項に規定した事項である</p> <p>第1005条 管理技術者</p> <p>1. 受注者は業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>2. 管理技術者に委任できる権限は契約書第7条第2項に規定した事項とする。 ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第7条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>第1012条 土地への立ち入り等</p> <p>1. 受注者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第9条の定めに従って監督員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>第1015条 検査</p> <p>1. 受注者は、契約書第18条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。</p> <p>2. 受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3. 検査員は、監督員及び管理技術者の立ち会いの上、検査を行うものとする。</p>	

改定	現行	摘 要
<p>第1016条 再委託</p> <p>1. 契約書第5条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p> <p>一 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等</p> <p>2. 契約書第5条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</p> <p>第1017条 守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第6条の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>第1020条 条件変更</p> <p>監督員が、受注者に対して契約書第14条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p> <p>第1021条 修補</p> <p>1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。</p> <p>2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。</p> <p>3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。</p> <p>4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第19条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第1022条 契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。</p> <p>一 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合</p> <p>二 履行期間の変更を行う場合</p> <p>三 監督員と受注者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>一 第1020条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項</p> <p>二 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項</p> <p>三 その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項</p>	<p>第1016条 再委託</p> <p>1. 契約書第4条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p> <p>一 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等</p> <p>2. 契約書第4条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</p> <p>第1017条 守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第5条の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>第1020条 条件変更</p> <p>監督員が、受注者に対して契約書第13条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p> <p>第1021条 修補</p> <p>1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。</p> <p>2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。</p> <p>3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。</p> <p>4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第18条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第1022条 契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。</p> <p>一 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合</p> <p>二 履行期間の変更を行う場合</p> <p>三 監督員と受注者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合</p> <p>四 契約書第13条の規定に基づき委託料の変更へ代える設計図書の変更を行った場合</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>一 第1020条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項</p> <p>二 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項</p> <p>三 その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項</p>	

改定	現行	摘 要
<p>第1023条 履行期間の変更</p> <p>1. 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。</p> <p>2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。</p> <p>3. 受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約書第16条第1項に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第1024条 一時中止</p> <p>1. 契約書第14条の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下、「天災等」という。）による業務の中断については、第1028条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>一 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合</p> <p>二 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合</p> <p>三 環境問題等の発生により業務の続行が不相当又は不可能となった場合</p> <p>四 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合</p> <p>五 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合</p> <p>第1025条 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>一 契約書第18条に規定する一般的損害、及び第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>二 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p>第1026条 受注者の賠償責任等</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>一 契約書第18条に規定する一般的損害、及び第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>二 契約書第25条第1項に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>三 受注者の責により損害が生じた場合</p>	<p>第1023条 履行期間の変更</p> <p>1. 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。</p> <p>2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。</p> <p>3. 受注者は、契約書第14条第1項の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約書第15条第1項に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第1024条 一時中止</p> <p>1. 契約書第13条の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下、「天災等」という。）による業務の中断については、第1028条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>一 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合</p> <p>二 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合</p> <p>三 環境問題等の発生により業務の続行が不相当又は不可能となった場合</p> <p>四 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合</p> <p>五 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合</p> <p>第1025条 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>一 契約書第17条に規定する一般的損害、及び第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>二 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p>第1026条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>一 契約書第17条に規定する一般的損害、及び第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>二 契約書第24条第1項に規定する瑕疵責任に係る損害</p> <p>三 受注者の責により損害が生じた場合</p>	

改定	現行	摘 要
<p>第1027条 部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第21条第1項の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 別途業務の使用に供する必要がある場合二 その他特に必要と認められた場合 <p>2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。</p>	<p>第1027条 部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第20条第1項の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 別途業務の使用に供する必要がある場合二 その他特に必要と認められた場合 <p>2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。</p>	